

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和元年10月18日 11時20分ごろ |
| 発生場所 | 兵庫県東播磨港南方沖 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位201° 1,400m付近 (概位 北緯34° 41.1′ 東経134° 49.9′) |
| 事故の概要 | 漁船川崎丸は、北西進中、また、漁船藍英丸は、漂泊中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年12月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 川崎丸、4.1トン HG3-36831（漁船登録番号）、個人所有 第260-28877号（船舶検査済票の番号） B 漁船 藍英丸、0.6トン HG3-60319（漁船登録番号）、個人所有 第260-18148号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷1人（船長B） |
| 損傷 | A 船首部船底に擦過傷 B 船首部に圧壊 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、操業を終え、約10ノットの対地速力で北西進中、船長Aが、船首浮上により船首方に両舷約20°の死角を生じていたが、漁場を出発する際、周囲に他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、船首を左右に振って前路を確認せずに航行していたところ、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが漁具を収納しながら漂泊中、B船に向かって航行するA船を認めた際、漂泊中のB船をA船が避けようと思っていたところ、A船がそのまま接近してきたので、主機関を前進に操作して衝突を避けようとしたものの、A船と衝突した。 |
| 分析 | A船は、北西進中、船長Aが、船首方に死角が生じている状況下、 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>前路に他船はいないと思い、航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、漂流中のB船をA船が避けると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に死角が生じている状況下、前路に他船がないと思い、航行を続け、また、船長Bが、漂流中のB船をA船が避けると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角が生じている場合は、前路に他船がないと思わず、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 漂流中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、有効な音響等による信号を行って注意を喚起するとともに、余裕のある時機に、船体を移動して衝突を避ける動作を採ること。 |